

中央建設業審議会・社会资本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 運営要領

(委員長)

第1条 基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）に委員長を置く。委員長は、小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。

2 委員長は、議事を運営する。

(招集)

第2条 小委員会は、委員長が、これを招集する。

2 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。

3 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会長及び社会资本整備審議会産業分科会建設部会会長に報告するものとする。

(議事)

第3条 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(議事の公開)

第4条 小委員会の会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、委員長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができます。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この運営要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、委員長が隨時定める。

附 則

この運営要領は、平成23年9月30日から施行する。